

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例（平成22年3月31日京都市条例第72号）（保健福祉局生活福祉部保険年金課）

国民健康保険法施行令の一部改正等に伴い、次のとおり必要な措置を講じることとしました。

1 基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額の上限額の改定

次のとおり、保険料の賦課額のうち、基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額の上限額を改定しました（第11条及び第14条の3関係）。

区分	改正前	改正後
基礎賦課額	470,000円	500,000円
後期高齢者支援金等賦課額	120,000円	130,000円

2 国民健康保険法施行令の一部改正に伴う保険料に係る所得割額等の算定方法の変更

（1）保険料に係る所得割額の算定における上場株式等の譲渡損失と上場株式等に係る配当所得との間の損益通算

市民税に係る所得割の納稅義務者が、平成21年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等に係る配当所得（申告分離課税を選択したものに限る。）を有する場合において、上場株式等に係る譲渡損失を当該上場株式等に係る配当所得から控除することができることとされたことに伴い、国民健康保険の保険料に係る所得割額及び当該保険料の減額の基準となる所得の額の算定においても、同様の控除の措置を講じることとしました（第12条及び第17条の2関係）。

（2）特定の土地等の長期譲渡所得に関する保険料の算定

市民税に係る所得割の納稅義務者である個人が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得した国内にある土地等で、その年の1月1日において所有期間が5年を超えるものを譲渡した場合は、当該土地等に係

る長期譲渡所得の金額から最大で1,000万円を控除することができることとされたことに伴い、国民健康保険の保険料に係る所得割額及び当該保険料の減額の基準となる所得の額の算定においても、同様の控除の措置を講じることとしました（第12条及び第17条の2関係）。

3 一般被保険者に係る基礎賦課総額の特例措置の延長

平成21年度までの暫定措置とされていた高額な医療に係る交付金事業が平成25年度まで実施されることとなることに伴い、保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る基礎賦課総額の算定について、その基礎となる国民健康保険事業に要する費用及びその費用のための収入に、当該交付金事業に係る費用及び収入を加算する措置を延長することとしました（附則第3項関係）。

この条例は、平成22年4月1日から施行することとしました。

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

平成22年3月31日

京都市長 門川大作

京都市条例第 12 号

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例

京都市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「の各号に定めるところによる」を「に掲げるとおりとする」に改め、同条第4号中「第81条の2第1項」を「附則第7条第3項」に改める。

第11条ただし書中「470,000円」を「500,000円」に改める。

第12条第1項前段中「の合計額から」を「並びに次に掲げる金額の合計額から」に、「の合計額（」を「並びに次に掲げる金額の合計額（」に改め、同条後段中「又は山林所得金額」を「若しくは山林所得金額又は次に掲げる金額」に改め、同項に次の各号を加える。

（1）地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額

（2）地方税法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額

（3）地方税法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金

額を控除した金額)

(4) 地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)

(5) 地方税法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は同法附則第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)

(6) 地方税法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)

(7) 租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下この条及び第17条の2において「租税条約実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額

(8) 租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額

第14条の3ただし書中「120,000円」を「130,000円」に改める。

第17条第2項及び第4項中「第8号」を「第11号」に改める。

第17条の2第1項中「第703条の5第1項」を「第314条の2第1項」に改め、「山林所得金額」の右に「並びに次に掲げる金額(これらの金額の算定における同法第703条の5第1項に規定する青色専従者給与額

又は事業専従者控除額の取扱いについては、同項に規定する総所得金額の算定の例によるものとする。)」を加え、同項に次の各号を加える。

(1) 第12条第1項各号(第3号及び第4号を除く。)に掲げる金額

(2) 地方税法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額

(3) 地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額

第17条の2第2項中「山林所得金額」の右に「並びに前項各号に掲げる金額」を加える。

附則第3項の見出し及び同項中「平成20年度及び平成21年度」を「平成22年度から平成25年度まで」に改める。

附則第4項中「同法」を「おける同法」に、「地方税法」を「おける地方税法」に改める。

附則第5項から第9項までを削る。

附則第10項の前の見出し及び同項を削る。

附則第11項を附則第5項とし、同項に見出しとして「(京北町の区域の編入に伴う経過措置)」を付する。

附則中第12項から第14項までを削り、第15項を第6項とし、第16項を第7項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市国民健康保険条例の規定は、平成22年度分の保険料から適用し、平成21年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(保健福祉局生活福祉部保険年金課)